

# 運営指導において 指摘が多い事項等について

宇城市福祉部高齢介護課

# 用語及び記号に係る説明

- **運営基準**：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（H11.3.31 厚生省令第38号）
- **運営解釈**：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（H11.7.29 老企第22号）
- **報酬基準**：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10 厚生省告示第20号）
- **報酬解釈**：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1 老企第36号）
- **予防運営基準**：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18.3.14 厚生労働省令第37号）
- **予防運営解釈**：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（H18.3.31 老振発第0331003号・老老発第0331016号）
- **予防報酬基準**：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚生労働省告示第129号）
- **予防報酬解釈**：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.17 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）
- ★：予防支援でも同様の措置を講ずる場合
- ☆：予防支援でも同様の措置を講ずる場合（包括を除く）

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第13条第7号  
運営解釈 第2の3（8）⑧  
予防運営基準 第30条第7号  
予防運営解釈 第2の4（1）⑧

指摘が  
多い事項

## ▶ アセスメントの実施状況に係る記録について★

- 関連法規等（一部抜粋）：アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。
- 指摘内容：事業所にて保管されている資料等では、いつ、どこで、誰と面接を行ったかを確認することができなかつたため、記録を残す体制を整えておくこと。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第13条第10号  
予防運営基準 第30条第10号

## ▶ ケアプランの同意について★

- 関連法規等（一部抜粋）：当該ケアプランの原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 指摘内容：利用者本人ではなく、利用者の家族等の署名しかない場合は、利用者の同意を得ているとは言えないため、利用者本人に署名、もしくは、利用者本人の氏名を利用者の家族等に代筆してもらえるよう、体制を見直すこと。なお、後者の場合は、代筆者の氏名及び続柄も記入してもらうこと。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第13条第11号  
運営解釈 第2の3（8）⑫  
予防運営基準 第30条第11号  
予防運営解釈 第2の4（1）⑫

指摘が  
多い事項

## ▶ ケアプランの交付に係る記録について★

- 関連法規等（一部抜粋）：ケアプランを作成した際には、当該ケアプランを利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 指摘内容：事業所にて保管されている資料等では、ケアプランを利用者及び担当者に交付したことが確認できなかったため、記録を残す体制を整えておくこと。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第13条第14号  
運営解釈 第2の3（8）⑮  
予防運営基準 第30条第16号  
予防運営解釈 第2の4（1）⑰

## ▶ モニタリングに伴う面接について★

- 関連法規等（一部抜粋）：モニタリングに当たっては、ケアプランの作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定（介護予防）居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - イ 少なくとも1月に1回（予防の場合は、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回）、利用者に面接すること。
  - イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。
- 指摘内容：居宅ではなく、通所介護事業所等の（介護予防）居宅サービス事業所内にて面接していたため、面接は居宅で行うこと。なお、特段の事情がある場合は、その旨を記録すること。

※ 特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主とする。

# 介護予防支援

関連法規等：  
予防運営基準 第30条第16号  
予防運営解釈 第2の4 (1) ⑰

## ▶ モニタリングに伴う面接及びモニタリングの結果を記録する頻度について

- 関連法規等（一部抜粋）：モニタリングに当たっては、ケアプランの作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定（介護予防）居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。（中略）
  - ハ サービスの評価機関が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。（中略）
  - ホ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- 指摘内容：モニタリングに伴う面接及びモニタリングの結果を記録する頻度が、担当職員ごとに異なっていたため、予防運営基準のとおりを実施すること。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営解釈 第2の3 (8) ⑰  
予防運営解釈 第2の4 (1) ⑱

## ▶ ケアプランの軽微な変更の内容について★

- 関連法規等（一部抜粋）：利用者の希望による軽微な変更を行う場合は、（予防）運営基準に規定されたケアプラン作成に当たっての一連の業務を行う必要はないものとする。
- 指摘内容：厚生労働省が提示している「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」に記載の「軽微な変更」に該当しない変更にもかかわらず、「軽微な変更」として取り扱っていたため、「軽微な変更」を行う場合には自己判断ではなく、根拠等を明確にしたうえで、取り扱うこと。

※参考URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第13条第22,23号  
運営解釈 第2の3（8）④  
予防運営基準 第30条第24,25号  
予防運営解釈 第2の4（1）④

指摘が  
多い事項

- ▶ **（介護予防）福祉用具貸与及び特定（介護予防）福祉用具販売が必要な理由について★**
- 関連法規等（一部抜粋）：ケアプランに（介護予防）福祉用具貸与または特定（介護予防）福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に必要な理由を記載するとともに、（介護予防）福祉用具貸与については、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由をケアプランに記載しなければならない。
- 指摘内容：（介護予防）福祉用具貸与または特定（介護予防）福祉用具販売の利用の妥当性についての検討や、（介護予防）福祉用具貸与の継続的な利用に係る検証について、ケアプラン等に記録がなかったため、記録を残す体制を整えること。
- ▶ 備考：特定（介護予防）福祉用具販売のみの利用の場合は、必ずしもケアプランを作成する必要はない。（社保審一介護給付費分科会 第214回（R5.2.20）参考資料1より）

# 居宅介護支援

関連法規等：  
運営解釈 第2の3 (14) ①



## ▶ 勤務表の作成について

- 関連法規等（一部抜粋）：指定居宅介護支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする。
- 指摘内容：勤務表では、当該事業所の介護支援専門員に係る日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が不明確であったため、明確にすること。
- 備考：管理者と介護支援専門員の兼務の場合、従業者の員数を適切に把握するために、それぞれの勤務時間が分かるように作成すること。また、管理者の勤務時間について、運営基準上の規定はないが、適切な時間を設けること。

例)

氏名	職種	勤務形態	1日	2日	3日	...	31日	勤務時間合計
宇城 太郎	管理者	常勤兼務	2h	2h	休	...	2h	40h
宇城 太郎	介護支援専門員	常勤兼務	6h	6h	休	...	6h	120h
宇城 花子	介護支援専門員	常勤専従	8h	休	8h	...	8h	160h

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第19条第4項  
運営解釈 第2の3（14）④  
予防運営基準 第18条第4項  
予防運営解釈 第2の3（14）③

指摘が  
多い事項

## ▶ ハラスメントについて★

- 関連法規等（一部抜粋）：事業主には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられており、セクシャルハラスメントについては、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意する。
- 指摘内容：事業所のハラスメントに係る指針の中に、セクシャルハラスメントについて、利用者やその家族等から受けるものが含まれていないため、追記すること。
- 備考：（予防）運営解釈では、カスタマーハラスメント（顧客等からの著しい迷惑行為）についても、他のハラスメントと同様の措置を講じることが望ましいとなっているため、その中に、利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメントを明記することでも可。

# 居宅介護（介護予防）支援

指摘が  
多い事項

## ▶ 業務継続計画の策定等及び虐待の防止について★

※集団指導のスライド中に、赤文字で記載しているため、そちらを参照ください。

### ● 概要（業務継続計画の策定等）

1. 研修及び訓練は各々年1回以上実施が必要（全ての従業者が参加ができるよう体制を整える）
2. 研修の実施内容は記録すること

### ● 概要（虐待の防止）

1. 指針に設けるべき項目に留意すること
2. 研修の実施内容は記録すること
3. 運営規定に虐待の防止に係る事項を定める（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第21条の2第1,3号  
運営解釈 第2の3（17）イ,ハ  
予防運営基準 第20条の2第1,3号  
予防運営解釈 第2の3（17）イ,ハ

## ▶ 感染症の予防及びまん延防止のための措置について★

- 関連法規等（一部抜粋）：当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員（予防の場合は、担当職員）に周知徹底を図ること。（中略）
  - 三. 介護支援専門員（予防の場合は、担当職員）に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（各々年1回以上）に実施すること。
- 指摘内容：感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会及び研修並びに訓練について、実施した旨を確認できなかったため、適切な頻度で実施すること。
- 備考：委員会については、他のサービス事業者との連携に等により行うことも差し支えない。また、当該事業所の従業者が1名である場合は、指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えないが、その場合、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第23条第3項  
予防運営基準 第22条第3項

## ▶ 利用者及びその家族の個人情報利用について★

- 関連法規等（一部抜粋）：サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
- 指摘内容：家族の個人情報の利用に係る同意について、代理人はあくまで利用者の代理であるため、代理人欄だけではなく、家族代表者欄を設けること。

# 居宅介護支援

関連法規等：  
報酬解釈 第3の14 (3) ⑥

## ▶ 特定事業所加算の要件について①

- 関連法規等（一部抜粋）：「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。
- 指摘内容：介護支援専門員全体の研修計画はあるものの、個別計画はなかったため、速やかに作成すること。

# 居宅介護支援

関連法規等：  
報酬解釈 第3の14 (3) ⑫  
介護保険最新情報 vol.629 問137

## ▶ 特定事業所加算の要件について②

- 関連法規等（一部抜粋）：質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上をけん引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。
- 指摘内容：当該事業所または他居宅介護支援事業所主催の事例検討会の計画が未策定のため、速やかに作成すること。
- 備考：「共同」とは、開催者か否かを問わず2法人以上が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であって、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会に参画することが必要である。